

気候変動をめぐる国際動向

～COP30ベレン会議の注目点と日本の役割～

伊与田昌慶(国際環境NGO 350.orgジャパン・キャンペーナー)
masayoshi.iyoda@350.org

2025年10月27日



1997年、COP3で京都議定書を採択。
2005年、京都議定書が発効。
→排出放任から排出規制の時代へ転換

Paris,



2015年、COP21でパリ協定を採択、翌年発効。
産業革命前からの地球平均気温上昇を 1.5~2℃未満に抑制する目標。
すべての国が国別貢献(NDC)をとりまとめて国連に提出する義務と、その達成のために国内措置をとる義務を負うことになった。

SECRETAIRE EXECUTIVE CCNUCC

© IISD

[本会議・委員会等](#)[立法情報](#)[議員情報](#)[国会関係資料](#)[各種手続](#)[English](#)[衆議院トップページ](#) > [トピックス一覧](#) > [令和2年掲載トピックス一覧](#) > [気候非常事態宣言決議](#) > 気候非常事態宣言決議案

気候非常事態宣言決議案（第二〇三回国会、決議第一号）

近年、地球温暖化も要因として、世界各地を記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曾有の被害をもたらしている。我が国でも、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしている。

これに対し、世界は、パリ協定の下、温室効果ガスの排出削減目標を定め、取組の強化を進めているが、各国が掲げている目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界はまさに気候危機と呼ぶべき状況に直面している。

私たちは「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する。そしてこの危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行い、国際社会の名誉ある一員として、それに相応しい取組を、国を挙げて実践していくことを決意する。その第一歩として、ここに国民を代表する国会の総意として気候非常事態を宣言する。

右決議する。

**2020年、
国会(衆参)が
気候非常事態宣言。**



2023年、COP28で「化石燃料からの脱却」、「世界の再生可能エネルギー 3倍・省エネルギー改善 2倍」に合意。

Photo: Masayoshi Iyoda

国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見

- 気候変動に関する歴史的な「勧告的意見」
 - 「今回の勧告的意見は、気候関連の条約の締約国であるか否かにかかわらず、すべての国家には気候系等を保護する義務がある、と言っている」、「国家の気候系等を保護する義務違反に該当する行為として、「化石燃料の生産、消費、探査許可、補助金の付与等」が明示的に言及」(国立環境研究所・久保田泉さん)
- ICJの勧告的意見につながる動きの背景には、ユースのムーブメントがある
- 「我が国としては、我が国の定めた目標に基づいて、しっかりと対策をしていかなければいけないものだと考えております」浅尾前環境大臣



INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE

Peace Palace, Carnegieplein 2, 2517 KJ The Hague, Netherlands

Tel.: +31 (0)70 302 2323 Fax: +31 (0)70 364 9928

[Website](#) [X](#) [YouTube](#) [LinkedIn](#)

Summary

Unofficial

Summary 2025/4
23 July 2025

Obligations of States in respect of Climate Change

Summary of the Advisory Opinion of 23 July 2025

Chronology of the procedure (paras. 1-36)

The Court first recalls that on 12 April 2023, the Secretary-General of the United Nations officially communicated to the Court the decision taken by the General Assembly of the United Nations (hereinafter the “General Assembly”) to submit to it the questions set forth in its resolution 77/276 adopted on 29 March 2023.

The resolution reads as follows:

“The General Assembly,

.....
Decides, in accordance with Article 96 of the Charter of the United Nations, to request the International Court of Justice, pursuant to Article 65 of the Statute of the Court, to render an advisory opinion on the following question:

“Having particular regard to the Charter of the United Nations, the International Covenant on Civil and Political Rights, the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, the United Nations Framework Convention on Climate Change, the Paris Agreement, the United Nations Convention on the Law of the Sea, the duty of due diligence, the rights recognized in the Universal Declaration of Human Rights, the principle of prevention of significant harm to the environment and the duty to protect and preserve the marine environment,

(a) What are the obligations of States under international law to ensure the protection of the climate system and other parts of the environment from anthropogenic emissions of greenhouse gases for States and for present and future generations?

(b) What are the legal consequences under these obligations for States where they, by their acts and omissions, have caused significant harm

COP30の概要

- 開催期間
 - 2025年11月10～21日
- 開催場所
 - ブラジル・ベレン
- 歴史的な位置
 - 京都議定書発効から20年・パリ協定採択から10年という節目の年
 - 民主主義と市民運動のCOP
 - アマゾンCOP・先住民COP
 - トランプ政権による懸念と多国間協調主義



<https://cop30.br/en>



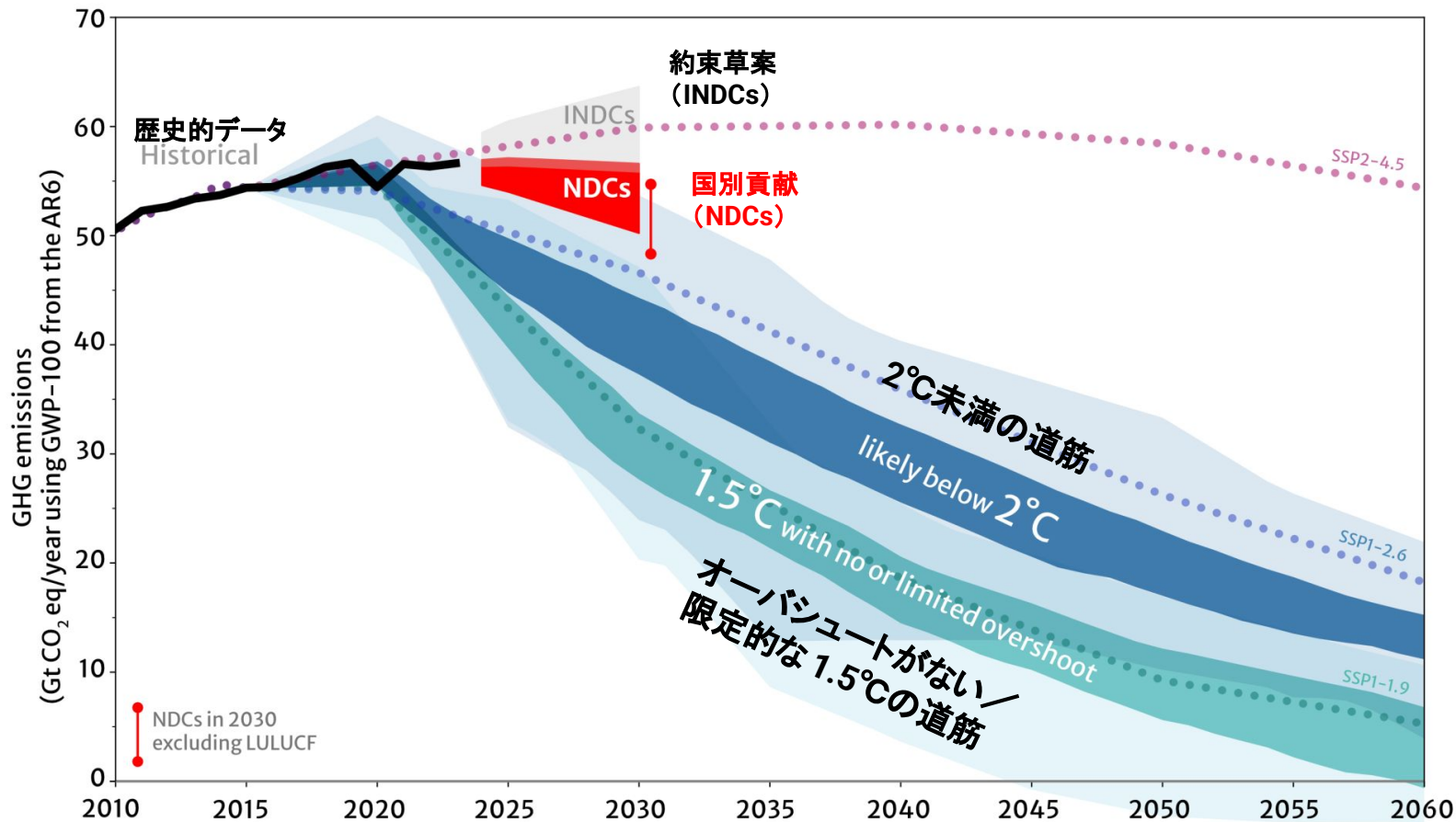
COP30の注目点①

- 各国の国別貢献(NDC)と、めざすべき 1.5°C目標との間にあるギャップを埋めるための政治的メッセージをいかに強く盛り込めるか？
 - 現時点では約3分の2の国がNDCを未提出。COP30まで・COP30期間中に新たなNDCの提出が行われる見通し
- 世界全体で排出削減目標を引き上げることに繋がる気候資金が確保される見通しを得られるか？
- COP28で合意した「2030年までに再エネ3倍・省エネ改善率2倍、化石燃料からの脱却」というグローバル目標の達成に向けた「実行」を進展させることができるか？
 - 再エネ3倍・省エネ2倍・化石燃料脱却というグローバル目標が、各国の国別貢献において十分反映されるか？

既存の各国政府の目標では 2°C未満にも届かない

Source: UNFCCC "Nationally determined contributions under the Paris Agreement: Synthesis report by the secretariat"

温室効果ガス排出量 (Gt CO₂換算/年)



COP30の注目点②

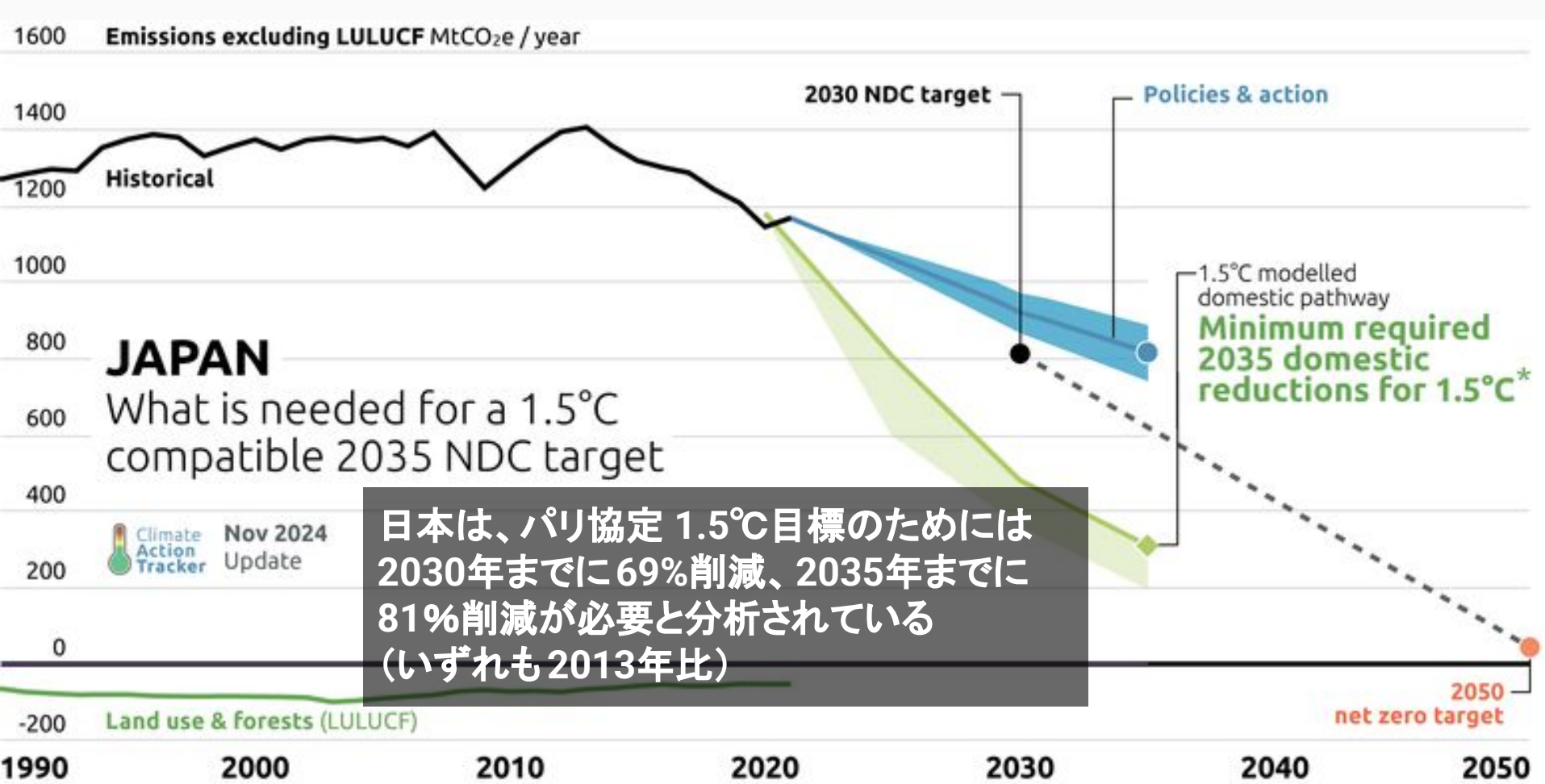
- ICJの勧告的意見をCOPとして受け止め、「歓迎」することができるか？
- 原子力、CCS・CCUS、アンモニア混焼など、グリーンウォッシュ技術の見本市にさせないこと
- 適応に関する世界目標、森林減少対策、公正な移行(Just Transition)などの重要課題で前進を得ることができるか？

COP30に向けて～日本の役割～①

- 気候危機は深刻化し、世界の市民社会はますます声をあげるようになってい
る。国際政治が不安定に見えるが、**再エネ・省エネを基軸として長期的に脱化
石・脱炭素をめざす流れは止まっていない**。
- **日本政治における「変化」が見られるも、気候危機は超党派の課題**。2020年
には、国会で「一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再
設計・取組の抜本的強化を行い、国際社会の名誉ある一員として、それに相応
しい取組を、国を挙げて実践していくことを決意」と気候非常事態宣言を決議し
ている。

COP30に向けて～日本の役割～②

- パリ協定実現のためには、1.5℃目標に整合的な国別貢献(NDC)を提出すること、不十分なものは見直して引き上げることが肝要。そのNDCはCOP28のグローバル・ストックテイクの成果である「化石燃料からの脱却」、「省エネ改善率2倍」、「再エネ設備容量3倍」との世界目標に貢献するものであることが求められる。
- 気候資金の適切な強化も不可欠。日本にも新たな資金貢献の表明が求められる。アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)などを通じた実際の解決の役に立たない革新的技術の拡大方針は見直すべき。
- 日本のNDC3.0は遅れたものの、すでに提出済み。しかし、2035年目標は、経団連提案の通り60%削減となり、パリ協定の1.5℃目標には不十分。Climate Action Trackerの分析に基づいて「81%削減」をめざすべき



日本は、パリ協定 1.5°C目標のためには
2030年までに69%削減、2035年までに
81%削減が必要と分析されている
(いずれも2013年比)

日本の気候変動対策を後押しするために：
オンライン署名「再エネを増やして、ホンキの気候変動対策を」



<https://act.350.org/sign/watashinomirai/>



世銀・ADBの核融資にNO — これまでの原発融資禁止方針を変えないで

World Bank & ADB

これまでの
原発融資への
禁止方針を
変えないで



4,691[🔒]

認証済みの賛同 ▼

あと309名の賛同者で、次の目標に達します！この署名活動の成功を後押しするために、力を貸してくださいませんか？

署名成功のために、賛同を広げよう！

<https://c.org/D2hdYbsSpq>



太陽光パネルのリサイクル義務化を進めてください！

41[🌟]

認証済みの賛同 ▼

あと9名の賛同者で、次の目標に達します！
この署名活動の成功を後押しするために、力を貸してくださいませんか？

署名成功のために、賛同を広げよう！

<https://c.org/CVVRzhy8QC>